

市町村への権限移譲の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第七号

市町村への権限移譲の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
市町村への権限移譲の推進に関する条例施行規則（平成十六年秋田県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一〇九 略	略	一〇九 略	略
		十 条例別表第六十二第七号の規則で定める事務	秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第四条第一項及び第二項（規則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設の供用開始の期日の決定等 (二) 規則第五条の規定による施設の管理等の方法等の届出の受理 (三) 規則第六条第一項の規定による認可事項の変更の承認 (四) 規則第七条の規定による公園事業の休止等の承認 (五) 規則第八条第一項の規定による事業者

十 三 略	
略	

(条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合)
 第三条 条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 次のいずれにも該当する場合
 - (一) 申請者が早急に渡航する必要がある場合
 - (二) 申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第三条第一項本文の規定による一般旅券の発給の申請(第三号及び第四号において「発給申請」という。)をしようとする場合で、渡航する予定の日前に当該一般旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。
- 二 申請者が旅券法
 第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合
- 三 申請者がやむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において発給申請をすることが困難であると認められる場合
- 四 申請者が旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)第一条第二号に規定する電子手続により発給申請をする場合

十 一 四 略	
略	<p>(六) 規則第十条第一項の規定による公園事業に関する届出の受理</p> <p>(七) 規則第十二条第二項の規定による公園事業の執行の認可の取消し(規則第十一条の規定による改善命令に違反した場合における取消しを除く。)</p> <p>(八) 規則第十三条の規定による原状回復命令等</p>

(条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合)
 第三条 条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請者が早急に渡航する必要がある、かつ、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められる場合
- 二 申請者が旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合
- 三 申請者がやむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、第二条の表十の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。